**平成２１年（フ）第１０７３号**
兵庫県西宮市名塩南台２丁目15番地14、前住所兵庫県三田市三田町33番23―703号
債務者　福島　成行
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１０９８号**
兵庫県尼崎市立花町１丁目14番13号　佐野マンション６号
債務者　川浪　政廣
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第１１０６号**
兵庫県尼崎市南塚口町２丁目19番９号
債務者　岡野　順子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２１年（フ）第７７号**
徳島県美馬市穴吹町穴吹字曽根24番地１、前住所徳島県美馬市脇町字西赤谷476番地５
債務者　馬場佳代子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２１年（フ）第３２０号**
佐賀県鹿島市古枝甲2483番地
債務者　千代田義治
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２１年（フ）第９６６号**
熊本市出仲間１丁目７番12号チアフルハイムＢ―102
債務者　矢田　法子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１０５２号**
熊本市御領２丁目28番36号　ハイエスト御領205号
債務者　永沼　真弓
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１０８９号**
熊本市尾ノ上１―７―10　メルベーユサカイ203号室、住民票上の住所熊本市梶尾町439番地
債務者　野村　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１１０８号**
熊本市鹿帰瀬町417番地３
債務者　天満戸美衣
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第１１３５号**
熊本市小山２丁目18番122号
債務者　工藤　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第４５２号**
宮崎市大淀２丁目８番15号　メディパレス南宮崎203号
債務者　川島　郁恵
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２１年（フ）第１５８号**
北海道岩見沢市栄町３丁目17番６号　佐藤方
債務者　山本　　保
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２１年（フ）第１５９号**
北海道岩見沢市栄町３丁目17番６号　佐藤方
債務者　山本　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２１年（フ）第２２５号**
北海道美唄市大通西１条南４丁目１番24号
債務者　黒澤　一夫
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２１年（フ）第２２８号**
北海道岩見沢市志文町1183番地115　サニーヒルコバヤシＡ棟101
債務者　田口　晴美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２１年（フ）第２２９号**
北海道美唄市西３条南１丁目２番５号
債務者　安藤　静絵
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２１年（フ）第２３３号**
北海道夕張郡栗山町松風２丁目217番地　松風ハイツ101
債務者　米谷　清美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部